

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定・一部改正について

1. 条例制定の背景

地域主権改革の一環として、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号および第105号）」、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）（以下、地域主権改革一括法という。）が施行されました。

これに伴い、国の法令で定められていた施設や道路などの設置基準の一部について、市の実情に応じて条例で定めることになりました。

このたび、本市の考え方をとりまとめましたので、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集します。

2. 基準の種類

これまで法や省令で定められていた基準を条例で定めるにあたって、国は、国の基準と異なるものを定めることの許容の程度について、基準の項目ごとに「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3つの類型を定めています。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な利用がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

本市においては、積雪寒冷地であることや、本市または北海道が定める条例、規則、要綱、各種計画と整合を図ることなどを考慮し、一部の基準について本市独自の基準を条例に盛り込むものとしします。

3. 制定・一部改正する条例

条例名	区分	内容	担当課	関連法律
北広島市営住宅条例	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅入居者の収入基準 公営住宅の整備基準 共同施設の整備基準 	建築課	公営住宅法
(仮称)北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例	制定	指定地域密着型サービス事業の <ul style="list-style-type: none"> 従業者の人数に関する基準 設備、運営に関する基準 法人格の有無に関する基準 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定対象となる施設及び入所定員の基準 	高齢者支援課	介護保険法
(仮称)北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例	制定	指定地域密着型介護予防サービス事業の <ul style="list-style-type: none"> 従業者の人数に関する基準 設備、運営に関する基準 法人格の有無に関する基準 		
(仮称)市道の構造の技術的基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 市道の構造（車道、歩道、車線、路肩など）の技術的基準 	都市整備課	道路法
(仮称)市道の道路管理者が設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 市道の道路標識のうち、案内標識及び警戒標識（これらに附置される補助標識を含む）の寸法及び文字の大きさの基準 		
(仮称)準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 準用河川に係る堤防、橋などの河川管理施設等の構造に関する基準 		河川法
北広島市都市公園条例	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園を設置する場合の配置及び規模等に関する基準 都市公園施設として設置する建築物の建築面積割合に関する基準 		都市公園法
(仮称)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 市道に係る移動等円滑化の基準（歩道の幅員や勾配など） 		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(仮称)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る公園の構造の基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園に係る移動等円滑化の基準（出入口の幅や通路の勾配など） 		
(仮称)北広島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	制定	<ul style="list-style-type: none"> 水道の布設工事監督者の配置基準 水道の布設工事監督者の資格基準 水道技術管理者の資格基準 		水道施設課
北広島市下水道条例	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の構造の技術上の基準 終末処理場の維持管理に関する基準 都市下水路の構造及び維持管理に関する基準 	下水道課	下水道法
北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準 	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※条例の名称や構成は変更する可能性があります。また、内容の一部を規則で定める場合があります。

4. 施行日

地域主権改革一括法は平成24年4月1日から施行されていますが、条例制定等の体制整備が必要な場合は、条例が制定・施行されるまでの間、法令の基準をそのまま適用する経過措置が定められています。（ただし、平成24年度中に限る。）

本市では、市民及び関係団体の皆様、専門家の意見をふまえ、議会等で十分審議を行ったうえで条例を制定・施行する必要があると判断したことから、条例の施行予定日を平成25年4月1日としています。

5. 今後のスケジュール

平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会・各種審議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行